

## 田尻町への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

#### (回答)

世界的な雇用情勢の悪化に伴い、労働者ひいては非正規労働者の雇用を余儀なくされ、失業者が増加している現状にあります。今後においても大阪府及び大阪労働局など関係機関とのさらなる連携を深め、地域就労支援事業の拡充に努めるなど、雇用創出を図ってまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

#### (回答)

大阪雇用対策会議において策定された「12万人緊急雇用創出プラン」では、「中小企業等への新規事業展開支援」「大阪産業の構造転換の推進」「雇用のミスマッチ解消」「公的セクターを中心とした雇用創出、雇用セーフティネットの整備」を柱に公労使が一体となった取り組みがなされてきたところです。この理念・考え方を継承した産業・経済政策の実施による雇用創出の取り組みを引き続き推進し、大阪府と連携してまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

#### (回答)

働く意欲と能力がありながら様々な就労阻害要因を抱えている相談者や、働く意義や意欲が十分に見出せない相談者に対して、地域就労支援事業を充実・強化し、大阪府及び福祉部局を中心に関係機関と連携を深め、相談者が求めている課題の解決に取り組んでまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

広く事業所への周知ができるよう努めてまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価一般入札制度については、すでに導入済みの大阪府での手法・成果等を研究中です。今後、主に大規模施設を対象とする本制度が、本町のような小さな自治体に適用可能であるか研究を続けていくとともに、将来的な導入に向けて検討してまいりたいと考えています。

また委託先の最低賃金については、本町の発注工事の積算においては国・府からの単価に基づく労務設計単価で積算しています。今後も適切な賃金が支払われるよう配慮することに努めてまいります。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

仕事と生活の調和が実現した社会に必要とされる「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」へ、官民一体となった取り組みを進めてまいります。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

先進的な技術の取り入れについて、その手法等情報収集に努め、本町の実情に即した事業展開を図ってまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

本町「企業誘致促進条例」により、誘致企業が操業をしておりますが、引き続き産業の振興及

び雇用機会の拡大を図ってまいります。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

本町においては独自の融資制度は行っておりませんが、大阪府の一部の制度融資に対する利子補給制度を行っており、この制度について引き続き実施してまいります。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

近隣市町の取り組みを参考にしながら、その実施方法について今後研究してまいりたいと考えております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

近隣市町の取り組みを参考にしながら、その実施方法について今後研究してまいりたいと考えております。

### 3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

従来より、行財政改革の取り組みにあたっては、住民に対しその目的・意義などを明確にし目標を示したうえで、取り組みを進めております。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心・安全を最も重視すること。

(回答)

住民の安心・安全の確保は、本町がめざすまちづくりの方向性であり、今後とも重点を置いて取り組む考えです。

(2)－② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(回答)

住民の安定した生活を支えることは行政の役割であり、今後とも当該諸施策については、重要な施策と位置付けていく考えです。

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

行財政改革に関する情報公開については、かねてから積極的に取り組みを進めているところであり、今後とも同様に扱うこととしています。

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

行財政改革による安定した町政運営の確立は、住民・職員共有の目標であるため、行財政改革に関する諸施策の遂行に対しては、職員との合意形成はできているものと考えています。また、今後においても同様に考えております。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

本町のような小規模自治体では人員体制が限られており、積極的な権限委譲は難しいと考えております。また近隣市町と広域的な受け入れ等十分に検討したうえで今後進めていきたいと考えております。受け入れの際の財政的な措置については、行政施策の後退を招かないように求めるものとします。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

財政基盤の安定化を図るには税財源の充実確保が重要であると考えており、大阪府や町村長会との連携を図り、地方税財源制度の再構築を早期に行うよう国に対し要望してまいりたいと考えております。

## 4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

### (回答)

地域医療連携体制の構築については、本町においても喫緊の課題であると認識しております。救急医療と休日・夜間診療については、近隣市町とともに広域でその対応に取り組んでいるところです。小児科医療体制ですが、本町内には現在小児科がなく、近隣市町の小児科または本町の他医療機関がその受け皿となっております。産科医療については、本町を含めた貝塚市以南の四市三町により構築した泉州広域母子医療センターにより、安心・安全な産科医療体制を確保できているものと考えます。

また医療や看護師不足の問題については、本町においても間接的には影響があるものとするものであり、これらすべての問題解消、またさらなる発展・安定のために、今後も近隣市町と連携をとりながら、自らが行う努力を続けていくとともに、あわせて国や大阪府にもその支援のための要望を行ってまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

### (回答)

人材育成充実の要請については、事業所との連携を密にし、大阪府等が実施する研修案内等の周知に努めています。また指導監査の要請については、町内の事業所に対して、直接の指導監査は実施していませんが、当該施設が外部監査を受けた結果報告の提出を求め、そのなかで不審な点が見受けられるようであれば適宜対応してまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

### (回答)

自立支援給付の利用については、障がいのある人を長期的に安定して支えていく必要があるため、サービス利用費の1割を自己負担していただく制度が導入されました。国においては、低所得者の負担を軽減するため、月額上限設定や高額障害福祉サービス費の支給、入所施設の補足給

付など、利用者負担のさらなる軽減策が打ち出され、平成21年度以降も特別対策等による利用者負担の軽減措置を継続することとされております。

今後も、障害者自立支援制度の改善に向け、大阪府と連携し国に働きかけてまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康増進施策の充実を図ること。

(回答)

健康増進事業としての「心の相談」の実施及び健診や各種相談等の機会を通じて、ストレスや産後うつチェックリスト等の活用で早期発見・早期治療に対応してまいります。

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

定員の弾力化（認可定員におおむね25%を乗じた員数を加えること）を図り、待機児童の解消に努めています。

なお現時点では、保育に欠けている度合いの高い児童については、弾力化制度・広域入所制度を活用することで入所できており待機児童の解消に努めています。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

住民ニーズの要望が高かった延長保育を平成18年度より実施し、拡充を図っています。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

平成17年3月に「田尻町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成21年度にはニーズ調査を行い、「後期行動計画」の策定を予定しております。住民ニーズを踏まえ、地域・企業や関係機関・団体等と連携を図り、総合的な子育て支援体制を図ってまいります。

幼稚園・保育所の一元化保育を実施しており、それぞれの「よさ」を融合し、地域ボランティア等を活用しつつ一層保育の充実を図っています。

また、子育て支援センターを平成17年度に開設し、当初は小規模型で実施しましたが、平成20年度よりセンター型に移行し拡充を図っています。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

定員管理計画に基づく正職員の採用により、保育の質の低下を招かぬよう保育を実施しています。また、すべての保育士を対象に様々な研修を実施し、保育の質の向上に努めています。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校における児童の安全確保につきましては、過去の忌まわしい事件を教訓に、不審者対策などの防犯面と教育現場に適した施設整備のあり方を両立させるため、ハード面につきましては施設の改修・防犯機器の設置などの対策を、ソフト面につきましては警備員の配置・ボランティアによる見守り・教員による巡視などの対策を講じてまいりました。

また警備員については、平成17年度より不審者緊急対策のため臨時的に配置してきましたが、平成21年度には、通用門及び外壁の改修・監視カメラの増設や教職員による巡視の強化を実施することにより一定の安全確保が維持できることから、2学期以降は廃止する予定です。

しかしながら教育委員会としましては、十分な安全対策をめざすため、今後も児童の安全確保・対策につきましては、適宜検証しながら取り組んでまいります。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本町では、子どもたちの「働くこと」「社会を担うこと」等の基礎知識につながるような教育活動として、学年に応じたキャリア教育（職場体験・ものづくり体験・奉仕活動等）の推進を図っており、その結果、小中学校ともキャリア教育の重要なスキルである「人間関係能力」の育成や地域との連携の機会には一定の成果を上げることができております。

今後は、小中学校の9年間を見通したカリキュラムを作成し、その充実を図りたいと考えております。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

平成18年度から田尻町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止体制の強化を図ってまいりました。また虐待問題を含む子育てに関する相談先として、常時児童家庭相談を実施してまいりました。児童福祉法の一部が改正され、平成21年4月より要保護児童対策地域協議会の協議対象に養育支援が特に必要な児童やその保護者ならびに特定妊婦が追加されておりますので、今以上に保健師等関係機関との連携を図ってまいります。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本町では、人権相談員による「生活なんでも人権相談」を実施するほか、専門女性カウンセラーによる女性相談を近隣市町とも連携のうえ2009年度より拡充する予定です。身近な地域で住民が安心して相談できる場を設けることで地域課題をしっかりと掴み、施策に反映させることをめざしております。DV法の改正については、広報「たじり」に掲載しているところですが、引き続き、周知に努めてまいります。

平成17年4月に策定した「田尻町男女共同参画プラン」の見直しに際しては、大阪府で策定される「基本計画」を基に、本町の実情に合った施策を展開できるよう内容を十分に検討吟味していく所存です。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本町は平成17年4月に「田尻町男女共同参画プラン」を策定し、毎年度プランの進捗状況を取りまとめ庁内推進会議等において報告することにより、着実な推進を図っております。

今後もこれまで以上に大阪府との連携・協力を図り、取り組みを充実強化していくよう努めてまいります。



## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

### (回答)

地球温暖化の進行は非常に緊迫した状況を生み出し、一刻の猶予も許さない問題です。本町としましても、行政運営において発生する温室効果ガスについてはできるだけ削減するよう具体的な施策展開を図り、また、地球温暖化防止は広域的・総合的な対策により解決・解消が図られるものであることから、貴職をはじめ各関係機関や各市町村と連携を保ちつつ取り組みを進めてまいります。

本町における道路交通網の整備については、「総合計画」の改訂などを踏まえ計画的に取り組んでまいりたい。また各種道路関連団体における施策の取り組みについても、積極的に参加してまいりたいと考えています。

公共交通機関の利用は、道路渋滞の緩和をはじめ交通事故・騒音・大気汚染・地球環境問題解消に非常に効果的であり、今後は都市部だけでなく地域においても促進が図られるべきものと認識しています。本町におきましては、南海本線吉見ノ里駅前に公共駐車場（無料）を設置しておりますが、より一層の利用促進と公共交通機関利用の啓発に努めてまいります。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量は、特に家庭やオフィス・商店などでの増加が著しくなっています。これらへの対策を進めるためには、国や地方自治体のみの取り組みだけではなく、一人ひとりが地球温暖化問題を意識し、家庭や外出先でのちょっとした省エネルギーなどの取り組みを積み重ねていくことが非常に大切です。住民や企業など色々な主体の意識醸成や温暖化防止活動が推進されるよう、大阪府や関係機関と連携しながら、地球環境問題の重要性や省エネルギー行動などの実践の促進に努め、取り組みが図られるよう普及啓発を強化してまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

### (回答)

本町では環境型社会への取り組みとして、ごみの減量を進めるため平成22年2月より一般家庭ゴミの有料化を始めることとしています。「3R」の推進については、広報などによる住民啓発

に努めています。また資源ゴミのリサイクルとして、ペットボトルや紙パックの集団回収への奨励金制度を設けています。あわせて、食品残渣を減量し肥料に活用するための生ごみ処理機器の購入補助も平成10年度より開始しています。

今後は、家庭ごみの有料化にあわせて資源ゴミのさらなる分別の促進を図りゴミの減量に努めていく方針です。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

大規模災害に備え本町では、避難所への誘導標識は避難所ごとまたは幹線道路等に適切に設置しており、また広域避難地・一時避難地及び避難所は十分確保していることから、増設・新設等は現在のところ考えておりません。土石流対策については、山間部がないことから必要ないと考えております。緊急医療体制・河川改修・海岸整備については、必要があれば大阪府と調整しながら今後取り組んでまいりたいと考えております。

町立小中学校の施設については、児童生徒の学習・生活の場として、また豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意味をもつとともに、災害時には町民の方々の避難場所としての役割も果たすことから、平成19年8月には、町立小中学校のすべての施設における耐震整備が終了し、将来予想される大規模な地震にも十分耐えることができるものと考えております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

小中学校登下校時における見守り活動としては、平成17年に自治会が中心となって発足した「たじり子どもの安全見守り隊」による見守り活動が始まり、また、平成18年より地域防犯ボランティアによる「青色防犯パトロール」も開始されました。地域防犯活動が活発化して以降重大な事件・事故の発生がないことから、効果的な活動であると考えております。

今後も、多くの住民が参加できる取り組みとなるよう支援しながら、引き続き警察や近隣市町・住民等と連携し、地域全体で犯罪を防ぐ環境づくりと子どもの安全確保に努めてまいりたいと考えています。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させる

こと。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本町では、幼児と小学生に対する農体験授業やなにわの伝統野菜を使ったイベントを実施するなど、「地産地消」の推進を行っております。今後におきましても、大阪府等の補助事業の活用を検討するなど、さらなる推進を図ってまいります。また、食料自給率や取り組み目標値等は、近隣市町の取り組みを参考にしながら、その実施方法について今後研究してまいりたいと考えております。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害救済法の制定に向けては、今後、大阪府をはじめとする各関係機関や他市町村の動向を見ながら、議会に対しても理解を求めてまいりたいと考えております。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

戦争は最大の人権侵害であることは、従前より強く認識するところでございます。本町では、人権協会の啓発事業として毎年8月に「戦争と平和について考える写真展」を開催しており、本年度は広島・長崎での原爆投下の状況と報道カメラマンが取材したスーダンの子どもたちの写真を展示したところです。今後も反戦・平和に向け人権を尊重する啓発事業を進めてまいります。